

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

= 同一労働・同一賃金のガイドラインの改正案 =

厚生労働省は労働政策審議会の部会に、同一労働同一賃金ガイドラインの改正案を示しました。

同一労働同一賃金とは？

同じ企業内で勤務する正社員やフルタイムの正規雇用労働者と、短時間・有期契約労働者を比較したときに生じる、両者間の待遇の不合理さや差別的取り扱いの解消を目指すものになります。

同一労働同一賃金ガイドラインとは？

正規雇用労働者と、短時間・有期契約労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理になるのか、原則的な考え方と具体例を示すものです。

重要な2つの考え方

① 均衡待遇(バランス)



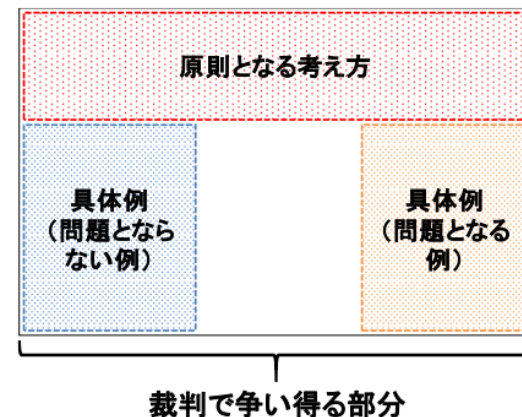
職種内容、責任、配置転換などの違いがある場合、その違いに応じたバランスの取れた待遇をすること

② 均等待遇(イコール)



職務内容、責任、配置転換の範囲などが正社員と全く同じ場合、差別的な取扱いをしてはならないこと。

ガイドラインの構造



見直しのポイント

5年前の法改正以降、賃金格差は縮小傾向にあり、待遇差に関する説明義務が強化された点は重要であったものの、この5年間に蓄積された最高裁判例を踏まえたガイドラインの見直しや、説明義務の運用面での改善などを通じ、労使コミュニケーションをもう一段促して待遇改善につなげていく必要がある、との見解が述べられています。

これまで記載のなかった6つの待遇について、判断の原則と具体例が示されました。詳しくは解説動画をご参照ください。☑ 退職手当 ☑ 無事故手当 ☑ 家族手当 ☑ 住宅手当 ☑ 夏季冬季休暇 ☑ 褒賞



= 子ども・子育て支援金制度の創設 =

子ども・子育て支援金制度が始まると聞きましたが、どのようなものになりますか？

①



「子ども・子育て支援金制度」は、子ども・子育て支援政策にかかる財源の一部に充てるため、全世代や全経済主体から、支援金を拠出し、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みのことで、支援金が充てられる事業は法律(子ども・子育て支援法)で右図のとおり定められており、児童手当の拡充や雇用保険の給付金の新設等に使われています。

②



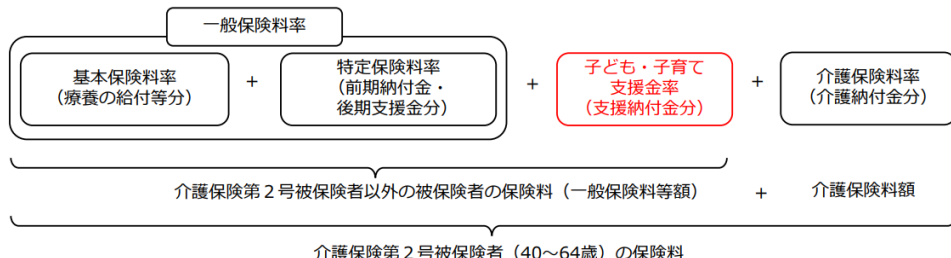
すでに子育て支援政策は始まっていたのですね。医療保険料が高くなると聞きました。

③



令和8年4月分(5月末納付分)から医療保険の保険料と合わせて事業主・被保険者から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。医療保険上の給付や介護保険にかかる保険料率とは区分したうえで、保険料の一部として規定される予定です。

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



④



子ども・子育て支援金の額はいくらになりますか？

⑤



支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、令和10年度で月額450円(令和8年度は月額250円)と試算されています。

⑥



「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 労務チーム 友田美津子

TEL: 06-6868-1177
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2025.12.17



イラスト協力: WANPUG